

工事仕様書

(優先順位)

第1 本工事の施工にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

1. 契約図書
2. 三重県公共工事共通仕様書

(共通事項)

第2 本工事の施工にあたっては、「三重県公共工事共通仕様書」

(三重県のホームページ及び四日市市担当各課にて縦覧)を準用する。

2. (イ) 産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく中間処理施設及び再生資源の促進に関する法律に基づく再資源化施設」に搬入すること。
 - (ロ) 産業廃棄物処理業者名簿は、三重県のホームページを縦覧すること。
 - (ハ) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)確認表(指定様式)を提出し、監督職員にマニフェスト(A票及びD票もしくはE票)の確認を得ること。
 - (ニ) 建設副産物の処理を委託した場合は、委託契約書の写しを工事打合簿にて提出すること。
 - (ホ) 建設発生土を搬出する場合は、工事打合簿にて処分地の報告(位置図)を行うこと。また、処分地が民有地の場合は、土地所有者から建設発生土受入承諾書を事前に得るものとし、その写しを添付すること。
3. 工事の施工について下請負に付する場合には、四日市市工事執行規則第18条における様式により、請負工事一部下請負届を提出すること。また、施工体制台帳、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図を届出書(発注者指定の様式)に添付し提出すること。
4. 道路交通障害を生じる場合は受注者にて、所轄警察署で道路交通法第77条による「道路の使用の許可」の手続きを行うこと。また、緊急車輛等の通行に支障を来たす場合は、関係各機関(消防署等)に連絡し必要な手続きを行うこと。
5. 資材購入及び工事の一部を下請負者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。
6. 契約金額300万円未満の工事の工事工程表及び履行状況報告については、監督職員が提出を求めない限り省略するものとする。
7. 工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合については、提出すること。
8. 工事工程表については四日市市工事執行規則第14条における様式にて提出すること。
9. 国家資格を有しないものを現場代理人、主任技術者又は監理技術者と定める場合、現場代理人・技術者選任(変更)通知書に経歴書を添付すること。
国家資格を有するものを現場代理人、主任技術者又は監理技術者と定める場合、監督職員が提出を求めない限り経歴書の添付を省略するものとする。ただし、受注者からの提出を妨げるものではない。
10. 監督職員より指示があった場合は、環境管理に係わる配慮事項確認書を提出すること。
11. 施工にあたり、工事看板・立入防止処置など、交通安全施設による安全管理を徹底すること。
12. 準備作業に伴う、除草及び整地は受注者にて行うこと。
13. この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。)を取り扱う場合においては、別紙『個人情報取扱注意事項』を遵守しなければならない。

- 1 4. 安全教育・訓練等の実施状況を記録した資料については、監督職員に提示すること。また、記録した資料について検査時に持参すること。
- 1 5. 受注者は、工事目的物、工事材料（支給材料を含む。）及び作業員等を建設工事保険、法定外の労災保険、火災保険、請負業者賠償責任保険（管理財物保証特約を含む。）、その他の損害保険等に必要に応じて付さなければならない。

（工事現場の管理）

第3 関係諸法規を遵守し、労働者・その他出入者の監督・風紀衛生の取締りならびに火災盗難・その他の事故防止に十分注意しなければならない。

既設物（埋設物等）に近接する作業については、予め位置の確認を行った後これらに支障を与えぬよう細心の注意をもって行うこと。なお、緊急時の措置方法については各所有者（管理者）の指示が優先することがある。

また、降雨等天災に対し受注者は現地の状況をよく把握しこれに対処できる諸設備の構造・配置を図ると共に、常に予報等に注意を払い昼夜にかかわらず本工事の施設ならびに本工事に起因する第三者への支障を与えないよう人員・資材等を準備し対処しなければならない。

（観測・測定・工事記録）

第4 工事の着手に先立ち下記の項目について測定し、測定記録を監督職員に提出すること。

- ① 道路中心鉦
- ② 境界標
- ③ 引照点
- ④ 街区三角点・街区多角点

2. 下記の項目について観測・測定・工事記録を詳細にとり、監督職員が提出を求めた場合、すみやかに提出すること。

- ① 工事中の土留材の変状
- ② 地質

（環境調査）

第5 監督職員の指示がある場合、工事の着手に先立ち施工箇所における道路・水路構造物の現況ならびに施工沿線の家屋等の外観の写真撮影を行うこと。なお、上記について監督職員が提出を求めた場合、すみやかに提出すること。なお、これに要する費用は一切受注者の負担とする。

（騒音・振動）

第6 本工事に際し発生する騒音・振動について極力小さくなるよう機種を選定、使用方法について十分考慮すること。

（品質管理）

第7 基準数量以下の品質管理等については、監督職員の指示によるものとする。

（産業廃棄物税）

第8 本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本年度分の課税対象となった場合には、翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

（契約金額100万円以上の工事）

第9 （財）日本建設情報総合センター（JACIC）が運用する「建設副産物情報交換システム」にデータ入力し、登録証明書の写しを工事打合簿にて提出すること。ただし、該当する建設資材・再生資源がない場合はこの限りではない。

(契約金額500万円以上の工事)

第10 建設業退職共済(建退共)制度の掛金収納書の写しを監督職員に提出すること。
(四日市市調達契約課ホームページから四日市市入札制度の概要について(工事等)を参照のこと。)

(<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/nyuusatsu-info/k-nyuusatusuido.htm>)

なお、掛け金について、土木工事は契約金額の0.8/1000以上、その他工事は上記ホームページを参照のこと。

提出の書式については、四日市市調達契約課ホームページから「書式のダウンロード」

(<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/nyuusatsu-info/k-shoshiki.html>)を参照のこと。

中小企業退職金共済(中退共)制度など他の退職金制度に加入していることにより、共済証紙を購入する必要が無い場合は、理由書の提出により証紙購入を不要とする。

2. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に伴う契約事務処理について、コンクリート・アスファルト等の解体工事に要する費用を工事請負契約書の別添書式「解体工事に要する費用等」に記入し、監督職員に記入事項の確認を得て四日市市役所調達契約課にて契約を締結すること。
3. 三重県公共工事共通仕様書第1編1-1-5に基づき、工事实績情報システム(CORINS)へ登録し、「登録内容確認書」の写しを工事打合簿にて提出すること。

(使用機械)

第11 三重県公共工事共通仕様書第1編1-1-31及び1-1-36第2項に基づき、工事の施工において排出ガス対策型建設機械を使用し、「指定ラベル」が確認できる工事写真を監督職員に提出すること。なお、グレーダについても、排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用しない場合は、設計変更の対象とする。ただし、機械損料に差額のない機種についてはこの限りでない。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第12 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務
 - (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに工事発注所
属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
 - (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工事遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、工事発注所と協議を行うこと。
 - (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(特記仕様書)

第13 他別記の特記仕様書を附す。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(施工者の義務)

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複製又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
設計積算条件	<input checked="" type="checkbox"/> 工事工種 <input checked="" type="checkbox"/> 積算基準 <input checked="" type="checkbox"/> 単価適用日 <input checked="" type="checkbox"/> 週休補正×施工地域区分 <input checked="" type="checkbox"/> 一般管理費の補正 <input checked="" type="checkbox"/> 随意契約による調整	<input checked="" type="checkbox"/> 舗装工事 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県県土整備部制定 令和2年 8月制定版(令和3年4月 一部改訂) <input checked="" type="checkbox"/> 令和3年4月 1日制定 【令和3年8月1日 一部改訂】 <input checked="" type="checkbox"/> 建設物価・積算資料 令和 3年 8月 <input checked="" type="checkbox"/> 週休補正なし <input type="checkbox"/> 4週8休 <input type="checkbox"/> 4週7休 <input type="checkbox"/> 4週6休 <input checked="" type="checkbox"/> 市街地(DID補正)(1)-1 (<input type="checkbox"/> 電線共同溝工事 <input type="checkbox"/> 道路維持工事 <input checked="" type="checkbox"/> 舗装工事 <input type="checkbox"/> 橋梁保全工事) <input type="checkbox"/> 市街地(DID補正)(1)-2 <input type="checkbox"/> 市街地(DID補正)(1)-3 ※現場管理費は(1)-2 <input type="checkbox"/> 一般交通影響有り(1)-1 (<input type="checkbox"/> 電線共同溝工事 <input type="checkbox"/> 道路維持工事 <input type="checkbox"/> 舗装工事 <input type="checkbox"/> 橋梁保全工事) <input type="checkbox"/> 一般交通影響有り(1)-2 <input type="checkbox"/> 一般交通影響有り(2)-1 (<input type="checkbox"/> 電線共同溝工事 <input type="checkbox"/> 道路維持工事 <input type="checkbox"/> 舗装工事 <input type="checkbox"/> 橋梁保全工事) <input type="checkbox"/> 一般交通影響有り(2)-2 <input type="checkbox"/> 山間僻地及び離島 <input type="checkbox"/> 補正なし <input checked="" type="checkbox"/> 前払金支出割合に係る一般管理費の補正 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 契約保証に係る一般管理費の補正 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
工程関係	<input type="checkbox"/> 別途工事との工程調整 <input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 <input checked="" type="checkbox"/> 他機関との協議 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 調整項目 <input type="checkbox"/> 資材等の流用 <input type="checkbox"/> 仮設及び工事用道路等の調整 <input type="checkbox"/> 建設機械等の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 制限する工種名 () <input type="checkbox"/> 施工時期及び施工時間 () <input type="checkbox"/> 施工方法 () <input checked="" type="checkbox"/> 協議が必要な機関名 (三重交通(株)、三重県) <input type="checkbox"/> 協議完了見込み時期 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (1工区は河川区域内となるため、非出水期となる令和3年11月以降に施工すること。)
用地関係	<input type="checkbox"/> 用地補償物件の未処理箇所あり <input type="checkbox"/> 仮設ヤードあり <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 未処理箇所 (<input type="checkbox"/> 別添図 <input type="checkbox"/> No. ~ No. <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 完了見込み時期 (<input type="checkbox"/> 令和 年 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 仮設ヤード (<input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 仮設ヤード使用期間 () <input type="checkbox"/> 仮設ヤードからの運搬距離 (L= Km) <input type="checkbox"/> 使用条件・復旧方法 () <input type="checkbox"/> その他 ()
公害対策関係	<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法の制限あり <input type="checkbox"/> 事業損失防止に関する調査あり <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 制限項目 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> 指定工法名 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 調査項目 <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質測定 <input type="checkbox"/> 近接家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 地下水位等の測定 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 調査方法 <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 ()

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
<p>安全対策関係</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>交通安全施設等の指定あり</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>近接施設等に対する制限</p> <p><input type="checkbox"/>土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>現場での安全確保(自主施工の原則)</p> <p><input type="checkbox"/>現場環境改善費適用工事</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>	<p><input type="checkbox"/>交通安全施設等の配置 <input type="checkbox"/>別途図面 <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>別途協議</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>交通管理要員の配置 <input type="checkbox"/>別途図面 <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>別途協議 <input checked="" type="checkbox"/>別途仕様書</p> <p><input type="checkbox"/>配置人員数 (人/日)</p> <p><input type="checkbox"/>交代要員数 (人/日)</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>(注:配置人員の変更は原則行なわないものとする。)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>既存施設あり ・近接公共施設 <input type="checkbox"/>鉄道 <input type="checkbox"/>電気 <input checked="" type="checkbox"/>電話 <input checked="" type="checkbox"/>水道 <input type="checkbox"/>ガス <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>・近接施設 <input type="checkbox"/>擁壁 () <input type="checkbox"/>ブロック塀 <input type="checkbox"/>家屋 <input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。</p> <p><input type="checkbox"/>工法制限あり ・制限を受ける工種 ()</p> <p>・制限内容 ()</p> <p><input type="checkbox"/>安全防護施設等の配置 <input type="checkbox"/>別途図面 <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>別途協議</p> <p><input type="checkbox"/>保安要員の配置 <input type="checkbox"/>別途図面 <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>別途協議</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督職員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。</p> <p><input type="checkbox"/>現場環境改善の内容(率分) ()</p> <p><input type="checkbox"/>現場環境改善の内容(積上) ()</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>
<p>仮設備関係</p>	<p><input type="checkbox"/>仮設備の設計条件あり</p> <p><input type="checkbox"/>仮設物の構造及び施工方法の指定</p>	<p><input type="checkbox"/>使用期間及び借地条件 <input type="checkbox"/>別添図面等 <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>別途協議</p> <p><input type="checkbox"/>転用あり (回)</p> <p><input type="checkbox"/>兼用あり ()</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p><input type="checkbox"/>構造及び設計条件 <input type="checkbox"/>別添図面等 <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>別途協議</p> <p><input type="checkbox"/>施工方法</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
残土・産業廃棄物関係	<input checked="" type="checkbox"/> 残土処分 (処分先については監督職員に工事打合簿にて提出すること) <input type="checkbox"/> 残土処分 (指定処分・他工事流用) <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処理条件あり <input checked="" type="checkbox"/> 提出書類 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 残土処分地 暫定運搬距離 (処分地未定につき相互協議する) <input type="checkbox"/> L= 4Km <input checked="" type="checkbox"/> L= 8Km <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 処分地の処理条件あり <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> その他 () <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> コン塊 <input checked="" type="checkbox"/> アス塊 <input type="checkbox"/> 木材 <input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> その他 () <input checked="" type="checkbox"/> 産業廃棄物の処分地 運搬距離 (L= Km) <input checked="" type="checkbox"/> 再生処分地 () <input type="checkbox"/> 最終処分地 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途図書 <input checked="" type="checkbox"/> 処分地での処理費 <input checked="" type="checkbox"/> 計上あり (<input checked="" type="checkbox"/> 処理料 <input type="checkbox"/> 押土整地 <input type="checkbox"/> 被覆土) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 処分場の受入条件 () <input checked="" type="checkbox"/> 舗装切断時の排水処理 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適正に処理」する際には、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。 なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 <input type="checkbox"/> その他 ()
工事支障物件関係	<input checked="" type="checkbox"/> 工事支障物件あり <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 支障物件名 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input checked="" type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 有線 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 移設時期 (<input type="checkbox"/> 令和 年 月頃 <input type="checkbox"/> 別途協議) <input type="checkbox"/> 防護 () <input type="checkbox"/> その他 ()
排水工関係 (濁水処理含む)	<input type="checkbox"/> 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり ※法令上乗せ制限の場合	<input type="checkbox"/> 項目および基準値 () <input type="checkbox"/> 調査項目 () <input type="checkbox"/> その他 ()
薬液注入関係	<input type="checkbox"/> 薬液注入工法等の指定あり <input type="checkbox"/> 提出書類あり <input type="checkbox"/> 注入量の確認 <input type="checkbox"/> 注入の管理及び注入の効果確認 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 工法区分 <input type="checkbox"/> 材料種類 () <input type="checkbox"/> 施工範囲 () <input type="checkbox"/> 削孔数量 () <input type="checkbox"/> 注入量 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 工法関係 () <input type="checkbox"/> 材料関係 () <input type="checkbox"/> その他 ()

特記仕様書(施工条件明示一覧表)

明示項目	明示事項	条件及び内容
再生材料使用関係	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材使用の指定あり <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用 <input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 再生材の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 再生Asコン <input type="checkbox"/> 再生路盤材 <input checked="" type="checkbox"/> 再生クラッシャーラン <input type="checkbox"/> 道路用盛土材 <input checked="" type="checkbox"/> 再生材が使用できない時の措置 <input checked="" type="checkbox"/> 新材に変更 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。 (認定製品の品名:) <input type="checkbox"/> 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 (認定製品の品名:) 【注:認定製品の品名欄については、設計単価表品名を記入すること。】 <input type="checkbox"/> その他 ()
下水道施設関係(鉄蓋等高さ調整)	<input checked="" type="checkbox"/> 下水道施設あり	<input checked="" type="checkbox"/> 高さ調整が必要な下水道施設の種類の種類 <input checked="" type="checkbox"/> マンホール鉄蓋 <input checked="" type="checkbox"/> 塩ビマンホール鉄蓋 <input type="checkbox"/> 铸铁防護蓋汚水枡 <input type="checkbox"/> コンクリート汚水枡 <input type="checkbox"/> その他 () <input checked="" type="checkbox"/> 調整方法 <input type="checkbox"/> 材料支給 <input type="checkbox"/> モルタルによる調整 <input checked="" type="checkbox"/> 無収縮モルタルによる調整 <input checked="" type="checkbox"/> その他(材料は別紙材料集計表参照のこと。また、材料変更については、材料集計表を提出し協議すること。)
その他	<input type="checkbox"/> 工事用機材の保管 <input type="checkbox"/> 現場発生品あり <input type="checkbox"/> 支給品あり <input type="checkbox"/> 盛土材料等工事間流用あり <input checked="" type="checkbox"/> 試験 (平坦性) <input checked="" type="checkbox"/> テストピース (区画線工) <input checked="" type="checkbox"/> 随時検査 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (積算システム更新に伴う対応) (事前測量について) (区画線工について) (近隣への周知)	<input type="checkbox"/> 保管場所 () 期間 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 品名 () 数量 () 保管場所 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 品名 () 数量 () 引渡場所 () <input type="checkbox"/> 時期(令和 年 月 日) その他 () <input type="checkbox"/> 運搬方法 (<input type="checkbox"/> 受注者で運搬 <input type="checkbox"/> 受注者以外で運搬 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 引渡場所 (<input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 数量 () 運搬距離 (L= Km) <input checked="" type="checkbox"/> 試験実施 <input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 () <input checked="" type="checkbox"/> テストピース実施 <input checked="" type="checkbox"/> 要 () <input type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者は四日市市工事検査規程第8条第6項に基づき、発注者が随時検査を求めた場合は、監督職員の指示に従い受検すること。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本工事は、令和2年度積算基準に基づき積算を行っています。工期末が令和4年度以降に及ぶ場合は、変更契約を行うにあたっての積算は新積算システムで行います。その場合の「諸雑費及び端数処理」は令和3年度の積算基準に基づくこととします。また、積算基準に表示がない端数処理は全国標準積算基準データによるものとします。変更契約を行うにあたっての積算を新積算システムで行った場合、契約図書の一部は新たな帳票様式となります。(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (舗装工事着手前に縦横断測量を行い施工図を提出し、監督職員の承諾を得ること。) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (区画線工着手前に区画線設置計画を提出し、監督職員及び警察と協議を行うこと。) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (作業時は沿線家屋等からの出入りができなくなるため、十分に周知を行うこと。)
適用条件		<input checked="" type="checkbox"/> 三重県公共工事共通仕様書(令和2年8月版)を準用 (部分改正を行った内容も含む(最新改正:令和3年7月 一部改正)) <input type="checkbox"/> 「土木構造物設計マニュアル(案)」 <input type="checkbox"/> その他 ()

(注) 上記事項・条件および内容のレ印当該欄は作業に当たって制約を受けることになるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は工事打ち合わせ等により協議するものとする。

神前桜線（社交）再舗装工事
特記仕様書（その2）

●交通誘導警備員の配置について

1. 1工区の作業時は、表層工、道路打換え工、舗装目地復旧工については交通誘導警備員 B を 3 人／日配置（交替要員有 1 人）とする。
2. 2工区の作業時は、表層工、道路打換え工、舗装目地復旧工、人孔鉄蓋高調整工②における人孔鉄蓋撤去工、塩ビ人孔鉄蓋高調整工については交通誘導警備員 B を 4 人／日配置（交替要員有 1 人）とする
3. 上記以外の工種の施工時については、交通誘導警備員 B を 2 人／日配置（交替要員有 1 人）とする。

●乗入れの確保について

1. 作業時において沿線家屋等への車両の出入りがある場合は、ポリスチレンフォームにて段差を解消したうえで乗入れ通路を確保すること。

工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 工事の円滑な施工確保を図る観点から、本工事の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、建設現場等における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、元請事業者をはじめ、下請事業者等の多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督員と協議を行い有効な手段と認められる場合に施工計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止や工期の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (5) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本工事のみならず、受注者が本市と契約中の全ての工事について、一時中止の措置を行う場合がある。

特例監理技術者等の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、（1）～（12）の要件を全て満たさなければならない。ただし、兼務する工事は特例監理技術者の配置が可能な工事であること。（兼務する工事の発注機関に技術者の配置について確認済であること。）
 - （1） 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2） 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3） 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4） 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までであること。
 - （5） 低入札工事でないこと。
 - （6） 24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。
 - （7） 兼務する工事の場所が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲として、四日市市内であること。ただし、兼務する工事現場間を直線で結んだ距離が概ね10km以内である場合は、この限りではない。
 - （8） 公共工事であること。市発注工事に限らず、国・県・市町など公共機関等の発注工事も対象とする。
 - （9） 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
 - （10） 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （11） 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
 - （12） 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として他工事と兼務する場合は、現場代理人等選任（変更）通知書に加えて、（9）～（12）についての内容がわかる業務分担、連絡体制等を記載した施工計画書を提出すること。また、工事途中において配置を行う場合も同様とする。
3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。